

知っておきたい

# 個人市民税・県民税(住民税)

TAX

TAX

## の仕組み

問合せ 市民税課 ☎334107

個人市民税・県民税とは、1月1日に居住の市町村に納める税で、「住民税」とも呼ばれます。2月から個人市民税・県民税の申告相談会を実施します。

※申告相談会の日程会場は、広報やつしろ2月号でお知らせします。

### 課税方法

前年の1月1日から12月31日までの所得に対して翌年度に課税されます。

退職などにより、現在は収入がなくても昨年の所得などによつては、個人市民税・県民税が課税される場合があります。

個人市民税・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

地方税法という法律で定められており、基本的に全国どこでも同じです。

### ●均等割

5500円(市3000円、県2500円)

### ●所得割

課税される所得の10%(市6%、県4%)

### 課税されない人

#### ●均等割も所得割も課税されない人

- ①前年中に所得がなかった人
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ③障がい者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合計所得金額(※1)が125万円以下の人
- ④前年中の合計所得金額(※1)が次の金額以下の人
  - 28万円×(1+扶養親族等(※2)の人数)+16万8000円(扶養親族等を有する場合は加算)

#### ●所得割が課税されない人

- ①前年の総所得金額等(※3)が次の金額以下の人
  - 35万円×(1+扶養親族等(※2)の人数)+32万円(扶養親族等を有する場合は加算)
- ②前年の総所得金額等(※3)の合計金額

### 納税方法

次の3つの方法があります。

- 普通徴収  
納付書や口座振替により、6月、8月、10月、12月の年4回に分けて個人で納めます。
- 給与特別徴収  
特別徴収の届出を行っている事業所に勤めている人は、6月から翌年5月までの12回に分けて、事業所が各月の給与から天引きし、市に納めます。

退職や休職などをした場合は、事業所からの届け出に基づき、普通徴収に切り替えます。

#### ●年金特別徴収

4月1日時点での年齢が65歳以上で、一定の条件を満たす公的年金受給者の公的年金所得にかかる個人市民税・県民税は、年6回に分けて年金から天引きし、日本年金機構などの年金保険者が市に納めます。

年金特別徴収が新たに始まる人は、年税額の半分を普通徴収(6月、8月)で



納め、残りの税額は、10月、12月、翌年2月に支給される年金から天引きされます。税額の大幅な変更、年金の支給停止などがある場合は、年金特別徴収が中止になり、普通徴収に切り替わることがあります。

### 税額の変更

個人市民税・県民税は、修正申告、給与支払報告書などの差し替え、または控除内容の変更により、税額が年の途中で変更になることがあります。

その場合は、税額決定変更通知書が郵送または事業所を通じて届けられます。

税額の増減は、残った納期で調整されることとなりますが、納期が残っていない場合、増額であれば一括払い、減額であれば還付となります。

### 住宅借入金等特別税額控除の期間が延長されました

消費税10%が適用された住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の期間が10年間で13年間に3年間延長されました。

